

### ① 都市づくりの取組に関する方針

#### (1) 本計画に沿った都市づくりの推進

本計画は、本市の都市づくりに関する基本的な方針を定めたものです。そこで今後は、上位計画に即しながら、必要に応じて関連計画や分野別計画の策定及び見直しを行いつつ、本計画に沿って、土地利用関係法令や開発許可制度などを適正に運用し、秩序ある土地利用を促進するとともに、本市の骨格を形成する都市施設の効率的な整備を進めていきます。

あわせて、道路・防災・産業誘致など広域的な調整が必要となるような事項については、国や県と調整を図り、自治体間で相互に連携及び協力し、都市づくりを進めていきます。

#### (2) 市民協働による都市づくりの推進

今後、少子高齢化の進行にともなう人口構成の変化などを背景に、行財政状況がより一層厳しさを増すことが予想される中、将来にわたり、健全な都市運営ができる持続可能な都市づくりを進めるためには、市民とともに、市や地域が抱える課題を解決するための取組を進めていくことが必要です。

そのため、本市では、行政や市民、関係団体をはじめ、多様な主体間で情報を共有し、連携及び協力の基、各々の役割を果たしながら、都市づくりを実践します。

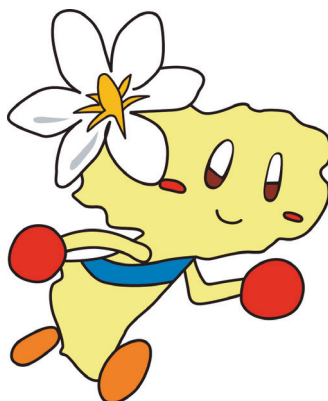
また、本計画における地域別構想は、地域別ワークショップでの意見や検討結果を参考に策定しています。

そこで、この地域別構想を市民による身近なまちづくり活動を支える計画と位置付け、地域別構想に示された目標や方針などを地域住民に周知し、地域住民同士で共通の理解を深めてもらいながら、身近なまちづくりに対して自発的かつ積極的に取り組んでいけるような組織づくりやアダプトプログラムを始めとした地域活動への支援策などについて検討していきます。

#### (3) 民間活力を生かした都市づくりの推進

道路や公園、河川などの公共空間については、多くの市民に利用されていますが、今後は公共空間を地域資源の一つと捉え、積極的に活用していくことにより、まちのにぎわいの創出や交流を官民連携により促進することが重要です。

このため、効率的かつ効果的な都市づくりの推進に向けて、公共空間を活用した民間主体の活動や取組の促進、民間の資金やノウハウの活用についても検討していきます。

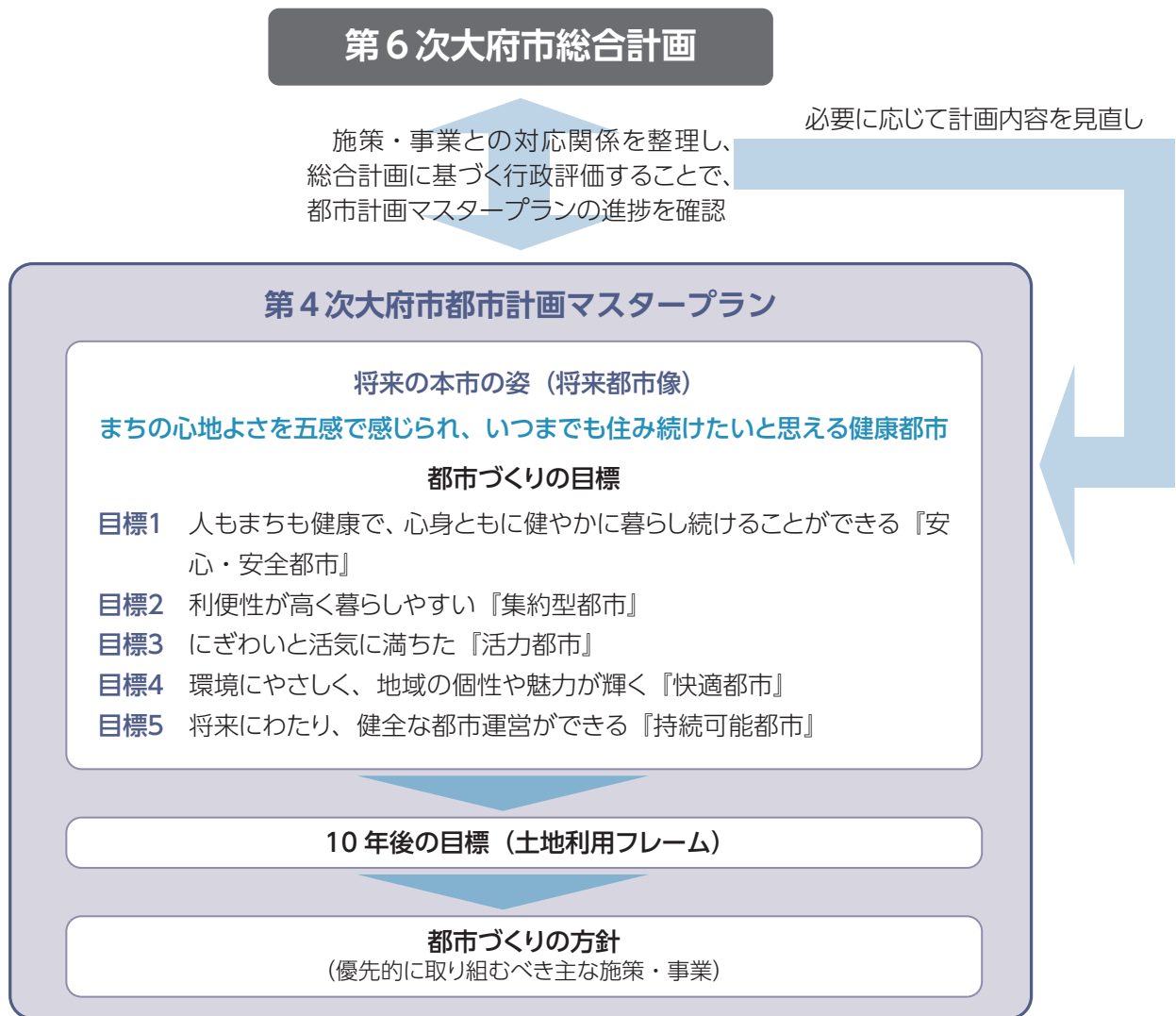


## ② 本計画の進行管理に関する方針

本計画は、長期的な視点から将来の本市の姿(将来都市像)を展望しつつ、10年後を目標に土地利用フレームを定めるとともに、都市づくりの方針では、優先的に取り組むべき主な施策や事業を定めています。ただし、その内容は固定的なものとするべきではなく、本市を取り巻く社会情勢の変化などに応じ、適切に見直されるべきものです。

そこで、本計画の上位計画である第6次大府市総合計画の施策体系と本計画における施策や事業との対応関係を整理した上で、総合計画に基づく行政評価結果を踏まえながら、本計画における施策や事業の進捗状況を定期的に確認します。その上で、必要に応じて本計画の内容を見直していくなど、柔軟で機動的な進行管理(PDCAサイクル)を行うものとしします。

また、本計画における基本的な方向性や方針に加え、施策や事業の進捗状況を庁内で共有するとともに、必要に応じ、庁内関係部署で横断的な連絡調整を行うことができる仕組みを整備していきます。



図表6-1 進行管理イメージ